

# 北海道環境審議会条例施行規則

〔平成6年7月29日〕  
北海道規則第77号

改正 平成12年3月29日規則第98号

## （趣旨）

**第1条** この規則は、北海道環境審議会条例（平成6年北海道条例第34号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、北海道環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## （部会）

**第2条** 条例第7条第1項の規定による部会は、審議会から付託された事項について調査審議する。

2 部会は、会長が指名する委員（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の事務に係る事項について調査審議する部会にあっては、会長が指名する委員及び特別委員）及び専門委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから互選する。

## （部会の会議）

**第3条** 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、所属する委員（水質汚濁防止法第21条第1項の事務に係る事項について調査審議する部会にあっては、特別委員を含む。次項において同じ。）及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

## （審議会への報告）

**第4条** 部会長は、付託事項について調査審議したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

## （会長への委任）

**第5条** この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則（抄）

1 この規則は、平成6年8月1日から施行する。

2 北海道公害防止条例施行規則（昭和47年北海道規則第72号）の一部を次のように改正する。

（以下略）

## 附 則（平成12年3月29日規則第98号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。